

額は、賃貸人または集金者から乙に通知があった額とします。また、本特約において、「賃貸借等」「水道・ガス料金等」の両方を指すときは、以下「賃貸料等」というものとします。

#### 第2条(有効期間)

- (1) 本特約は、会員と賃貸人との間で賃貸借契約が成立し、かつ本契約の締結について、乙が所定の手続きをもって承認し、乙が賃貸人または集金者に承諾の旨を通知したときに成立し、賃貸借契約の期間満了日まで存続するものとします。なお、会員に対する乙の承諾の通知については、賃貸人または集金者が会員に対して行うものとします。
- (2) 会員と賃貸人との賃貸借契約が更新される場合は、更新する期間について有効であるものとします。
- (3) 会員と賃貸人との賃貸借契約に定める期日までに申し出を行わないときは、乙は賃貸人または集金者から通知された条件で賃貸借契約が更新されたものとして取り扱うものとし、会員はこれに異議のないものとします。なお、会員は、乙から賃貸借契約の更新・賃貸物件の変更ならびに本契約の更新・変更に関し、確認書等の書面の提出を求められたときは、これに応じるものとします。

#### 第3条(賃貸借等の立替払い)

- (1) 乙は、第1条に基づき賃貸人または、集金者に対して、賃貸借等のうち立替借等合計金及び、水道・ガス料金等(以下「立替金」という)を毎月末日立替払いするものとします。
- (2) 前項の立替払日について、乙と賃貸人または集金者との間の取り決めにより支払期日を変更できることを、会員は異議なく承諾します。

#### 第4条(賃貸借等の変更)

会員は、賃貸借期間中に次の各号に定める事由により賃貸借等が変更されたときは、乙に立替払委託した賃貸借等も当然変更され、賃貸人または集金者(甲等)から乙に通知があったときに成立することを承諾します。なお、特に変更契約書の取り交わしは行わないものとします。

- ① 賃貸借等の改定。
- ② 新たな賃貸借等の発生もしくは消滅。
- ③ 消費税法等で定める税率または課税範囲の変更があったとき。

#### 第5条(債権譲渡)

- (1) 会員は、本特約に基づき、乙に対して現在負担し、または将来負担する一切の債務を担保するため、会員または入居者が賃貸人に対して、現在有し、または将来有する次の各号の債権を乙に譲渡するものとします。
  - ① 賃貸借物件の明渡時に返還を受けることを条件として、会員または入居者が賃貸人に預託した敷金・保証金その他の金員の返還請求権。
  - ② 賃貸借物件明渡日の翌日以降の未賃貸期間相当分の日割り賃貸借等の返還請求。
- (2) 会員は、前項に基づく債権譲渡について、賃貸人に対して行う債権譲渡通知の権限を乙に付与するものとし、乙の承諾がない限り、この権限を取消または撤回いたしません。

#### 第6条(紛議)

- (1) 会員は、賃貸借契約に関し、賃貸人または集金者(甲等)との間で紛議が生じた場合は、すべて会員と賃貸人または集金者との間で解決するものとし、乙に対する弁済金の支払いを免れることはできないものとします。
- (2) 会員が、賃貸借契約に関し、賃貸人または集金者(甲等)に対して、賃貸借等の支払停止を主張し得る正当な事由が存し、賃貸人または集金者(甲等)に対する支払を停止する場合は、乙に対して、事前に書面をもって通知するものとします。この場合、当該通知の到達日以降に支払期日が到来する賃貸借等について、賃貸人または集金者(甲等)に対する立替払いの停止を乙に依頼することができるものとします。
- (3) 会員が、乙に対する前項の通知を怠ったことにより、乙が本契約に基づき、賃貸人または集金者(甲等)に賃貸借等を立替払いした場合は、当該立替払金について、乙に対する弁済金の支払いを免れることができないものとします。

#### 第7条(賃貸借契約の終了)

- (1) 会員または入居者と賃貸人との賃貸借契約の解除または解約もしくは賃貸借期間の満了等により、賃貸借契約が終了するときは、会員は賃貸人または集金者(甲等)に対し賃貸借契約に定める期日迄に通知するものとします。
- (2) 会員は、賃貸人または集金者(甲等)に対する前項の通知を怠ったこと

より、乙が本契約に基づき、賃貸人または集金者に対して、賃貸借等を立替払いをした場合は、会員は乙に対する立替払金に対する弁済金の支払いを免れることができないものとします。

#### 第8条(本契約の解除)

- (1) 会員が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙からの通知・催告なしに、乙はいつでも本契約を解除することができるものとします。
  - ① 本契約に基づく弁済金の支払いを遅滞したとき。
  - ② 賃貸借契約が解除またはその他の事由により終了したとき。
  - ③ 強制執行・保全処分もしくは遅滞処分を受けたとき。
  - ④ 破産・民事再生手続・会社整理・特別清算・会社更生の申立があったとき。
  - ⑤ 死亡したとき。
  - ⑥ 自ら振出した手形・小切手が不渡りとなったとき。
  - ⑦ 乙に対して負担する他の支払債務にて、期限の利益を喪失したとき。
  - ⑧ その他、信用状態が著しく悪化したとき。
  - ⑨ 連帯保証人予定者が死亡もしくは第3号ないし第6号のいずれかに該当し、乙から請求されたにもかかわらず、乙の認める新たな連帯保証人予定者をたてなかつたとき。

#### 第9条(返還敷金等による弁済)

- (1) 乙が、第5条第1項に基づき、会員または入居者から譲り受けた債権の弁済期が到来した場合は、本契約に基づく債務の弁済期到来の有無にかかわらず、会員または入居者に通知することなく、乙において賃貸人から譲受債権に基づく返還敷金等を直接受領し、本契約の債務の弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前項において、乙が返還敷金等を本債務に充当した場合に、剰余金が発生した場合は、乙から会員に返還されるものとしますが、返還敷金等を本債務に充当しても不足が生ずる場合は、会員は乙に対して不足額を直ちに弁済するものとします。

#### 第10条(弁済金の延滞に伴う取扱い)

- (1) 会員が、乙に対する弁済金の支払いを延滞した場合は、賃貸人または集金者から賃貸借契約に基づく賃貸借等の支払い債務を不履行したものとして取扱われても異議ないものとします。又その取扱は乙の賃貸借等の立替払いの有無にかかわらず行われます。
- (2) 前項の場合、会員は、会員の乙に対する弁済金の遅滞状況について、乙が賃貸人または集金者に対して通知しても、何ら異議ないものとします。

以上

## 個人情報の取扱いに関する同意条項 (HOME'Sカード)

《本同意条項は、カード会員規約及びHOME'Sメンバーズカード会員規約(以下あわせて「本規約」といいます。)の一部を構成します。》

#### 第1条(個人情報の提供及び利用)

本カードの会員(申込者を含み、以下同じ)は、本規約(個人情報の取扱いに関する同意条項)記載の個人情報の取扱いに加えて、当社が保護措置を講じた上で以下に定める提携先に対して、次の定める個人情報を以下の利用目的で提供することについて同意するものとします。

1. 当社が提携先に提供する個人情報
  - (1) 入会申込書及び入会后当社に届け出た事項
  - (2) クレジットカード機能としての会員番号と有効期限
2. 提携先が前項の個人情報を利用する目的
  - (1) 新商品のお知らせ及び関連するアフターサービスのため
  - (2) 市場調査及び商品開発のため
  - (3) 宣伝物・印刷物の送付等の営業案内のため
  - (4) 家賃決済のため

以上

#### 《提携先の連絡先》

会社名:株式会社ネクスト  
住所:〒104-6215 東京都中央区晴海1-8-12  
晴海アイランドトリートンスクエアオフィスタワーZ棟15F  
電話番号:03-6204-4040 <http://www.homes.co.jp/>